

第74回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年6月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年6月19日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年6月19日(月)午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席28名 欠席12名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	欠席	22	井上 利明	欠席
3	須々木 昭孔	欠席	23	五賀 栄一	欠席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	欠席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	欠席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	欠席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	欠席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	欠席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野 佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	欠席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	欠席

- 6 農業委員以外の出席者
事務局 参事 箕浦 勝宏 副専門官 浦田 隆次 課長補佐 今村 正樹
係長 竹田 了久 副主査 柴田 美佳
- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題
第1号議案 農地法関係申請等について
申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 一般競争入札参加申込者に係る農地法第3条の許可の適否の確認について
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 転用事業計画変更承認届について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (5) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (6) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

20番：信定 知福 40番：中野 佐都子

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第74回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。20番 信定 知福委員、40番 中野 佐都子委員にお願いします。

 それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

 5月の諮問案件について報告します。南区西高崎の5条転用許可申請について、5月26日に岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありました。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1番、受人は佐山に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者で、増反と借入地の取得により佐山の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は総社市下倉に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番から5番までは受人が同一世帯ですので同時に説明します。受人は一宮に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により一宮の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は国富に居住し、約82アールの農地を耕作する農業者で、増反により津高の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

齊藤委員 1番から6番までの6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 前回保留7番、受人は玉野市迫間に居住し、約98アールの農地を耕作していますが、増反により、現耕作地周辺にある上高田の田を所有権移転しようとするものです。なお、受人は北区に耕作地があり、上高田に居住地を移す予定です。

本申請は、過去に3条取得した農地の適切な利用が図られておらず、保留となっていたものですが、耕作地の現地調査をしたところ、草刈り等改善の状況が見られました。よって、取得後のすべての農地を利用すること、機械、

労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は足守に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は石妻に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作していますが、増反により石妻の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は門前に居住し、約61アールの農地を耕作していますが、増反により下土田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 7番から10番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 11番、受人は御津下田に居住し、約87アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津下田の畑と田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 11番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1 2 番、受人は東畦に居住し、世帯で約 3. 6 ヘクタールの農地を耕作していますが、耕作している曾根の田について、受贈により持分移転し、世帯員で共有取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、受人は泉田 5 丁目に居住していますが、内尾の田を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、また、許可後下限面積 5 0 アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

1 4 番、受人は中畦に本店を置き、約 5 2 ヘクタールを耕作する農地所有適格法人で、借入地の取得により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 5 番、受人は藤田に居住し、約 2. 2 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番、受人は赤田に本店を置き、渡人を代表として設立した農地所有適格法人ですが、渡人個人所有の浦安南町の田を法人へ所有権移転し、同時申請の中区と東区の農地と併せて、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、第二農業委員会分と併せて、許可になると下限面積 3 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 7 番、受人は妹尾に居住し、約 9 9 アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により箕島の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は小串に居住し、約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により阿津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は迫川に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は彦崎に居住し、約20.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により彦崎の田及び畑と西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 12番から20番までの9件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区20番までの20件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ1番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。耕作者は申請地の共有者で、富吉に居住し、約80アールの農地を耕作する農業者です。改良工事期間は許可日から平成29年12月19日までで、申請地を田から果

樹園へ改良しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

齊藤委員 1番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）は、中・中央地区1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5ページ1番、転用目的は農家住宅です。平成27年5月に農振除外済みの案件です。申請人は津島笹が瀬の借家に母子2人で住んでいますが、借家を退去しなければならなくなり、借受地に近い母の所有の申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター入口から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天駐車場です。申請人は田益で電気工事業を営んでおり、本店の敷地内と隣接地を駐車場として利用していますが、賃貸借している資材置場を返却しなければならないため、本店に近い申請地を所有権移転し、従業員用の露天駐車場に転用して、資材置場等を確保しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から6番は、同じ地域で関連がありますので同時に説明します。転用目的は、4件とも自己住宅です。

3番、申請人は半田町の実家に住民登録し、平田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は津高の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭になったため、通勤に便利で、生活圏が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は今保の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は尾上の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は吉備津で石油製品販売業を営んでいますが、本社の敷地に空き容器等を保管する場所が不足しており、菅野地区での配達も多いため、申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

齊藤委員 1番から7番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 8番、転用目的は露天駐車場です。申請人は撫川で鉄工業を営んでおり、事業拡張に伴う駐車場を確保するため、隣接する申請地を所有権移転し、露天駐

車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天資材置場と進入路です。平成29年5月に農振除外済の案件です。申請人は野田二丁目でエクステリア工事業を営んでおり、大内田にある露天資材置場を返却することになったため、会社の役員であり、代表取締役の父所有の申請地を使用貸借し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済の案件です。申請人は久米のアパートに家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近い妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅で、他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 8番から10番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 11番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は建築板金業を営んでおり、業務用車両を事務所駐車場に置き、来客者が事務所前の路上に駐車することが多いため、隣接の申請地を使用貸借し、業務用車両の露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、JR金川駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基

準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は親子で、それぞれ御津宇垣に居住していますが、現在の住居の老朽化が進んだため、両親の居住地に近く、農地を父から引き継ぐことも考慮して、農地にも近い申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は田中に夫と居住していますが、昨年からは喘息を発症したため、空気のきれいな場所に住むよう医師に勧められ、お墓に近く、実家の土地であった申請地を所有権移転し、自己住宅を建築して、当面は一人で居住し、将来的には娘の家族と同居しようとするものです。

農地区分は、JR建部駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 11番から13番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 14番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は浦安南町の実家に母親と2人で居住していますが、来春結婚予定で家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、また、介護施設を運営しているため、急な呼び出しにも対応できる、職場に隣接した申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から24番までは同じ地域の案件ですので、同時に説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

15番、申請人は平田の借家に家族3人で居住していますが、子供が生ま

れ家財道具が増え住居が手狭になったため、古新田の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は妹尾の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、また、借家が老朽化し退去を求められたため、今保の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は今八丁目の借家に1人で居住していますが、借家が老朽化し退去を求められたため、大福の勤務先に近く、娘世帯が自己住宅を建築する予定地に隣接し、協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、平野の勤務先に近く、平田の妻の実家にも近く、協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は高柳西町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妹尾の勤務先に近く、平田の妻の実家にも近く、協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は久米の妻の実家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、大福の勤務先に近く、妻の実家にも近く、協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は福泊の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、大福の妻の実家に近く、協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は田中の官舎に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、野殿東町の勤務先に近く、泉田の妻の勤務先との中間で、子供の保育園にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は箕島の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、田中の勤務先に近く、子供の保育園にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするもの

です。

24番、申請人は西市の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、今保の勤務先に近く、妻の勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、広島市安芸区に本店を置き、建材製造販売業を営んでおり、浦安南町の岡山営業所では建築の仮設資材の製造・販売・リースなどを行っていますが、事業拡大により資材置場が不足しているため、営業所に近い申請地に、隣接する非農地と共に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は分家住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は平田の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、藤田の実家に近く、協力して生活ができ、また、母所有の農地にも近く、農業を手伝うのに都合が良い申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長
北村委員

南区協議会の協議の模様をお願いします。

14番から26番までの13件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議長
全員

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

議長

それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区26番まで

の26件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）についてはそのように決定いたします。

なお北・吉備地区8番の案件は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、6月29日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等（4）一般競争入札参加申込者に係る農地法第3条の許可の適否の確認について、の審議に入ります。説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 国有農地を一般競争入札で売却するに当たり、入札参加申込者が農地法第3条許可の適格者かどうかの照会が中国四国農政局からあったものです。なお、入札実施予定日は平成29年7月3日です。

9ページ1番、申込者は浦安西町に居住し、約8.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中畦と藤田の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積50アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 1番の1件について審議したところ、事務局説明のとおりであり、適格者と認める意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）の1件は適格者と認める意見として回答してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（5）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 10ページ北・吉備地区1番から11ページ南区4番までの4件で、権利取得の事由は、すべて相続で、権利の種類はすべて所有権、あっせん希望はありません。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（５）の４件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、１２ページ１番から１０番までの１０件で、転用目的は、敷地拡張４件、自動車修理販売工場１件、共同住宅１件、アパート１件、通路１件、貸住宅１件、排水管設置１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、１３ページ１番から９番までの９件で、転用目的は、自己住宅４件、分譲住宅地２件、長屋建て住宅１件、保育所及び事務所１件、共同住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）転用事業計画変更承認届は、１４ページ１番から２番までの２件で、変更後の事業計画は分譲住宅地です。

次に報告（４）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１５ページ１番から１６ページ１２番までの１２件です。解約理由は耕作目的で９件、転用目的で３件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（５）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１７ページ１番から３番までの３件で、すべて農業用倉庫です。

次に報告（６）農地改良届は、１８ページ１番から８番までの８件で、普通野菜畑が７件、普通野菜畑及び果樹園が１件です。

議 長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）下限面積の見直しについて、議決をお願いしたい。

（２）その他

議 長 下限面積の見直しについて、事務局説明のとおり決定することとして
よろしいか。

全 員 異議なし

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定（7月10日（月）市役所7階大会議室）

議 長 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがと
うございました。

閉会 午後2時55分

以上、議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員